

【Plan】計画 / 【Do】実施																	【Check】評価 / 【Action】改善														
施策名	事業名	事業・取組概要	事業評価の活動指標(目標・実績)									事業評価の成果指標(目標・実績)						H29年度			H30年度			事業成果の評価		予算・コストの評価		見直しの方向性(担当者評価)			
			指標名等		H29年度			H30年度			指標名等		H29年度			H30年度			決算額(千円)	予算額(千円)	決算額(千円)	成果向上余地はあるか	評価の理由	コスト削減余地はあるか	事業評価	1次評価(担当者評価)		2次評価			
			指標	単位	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	指標	単位	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率								事業評価	評価の理由	R2年度予算要求の方向性	所属長評価		
医療体制の充実	国民健康保険レセプト点検事業	医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書(レセプト)の点検を専門業者へ委託する。	レセプト点検効果率	%	0.60	0.88	147%	0.60	0.28	47%	レセプト点検委託料	千円	3,681	2,386	65%	2,646	2,657	100%	2,562	2,862	2,834	低	県内でも同水準の点検を行っており、十分なレベルに達しているものと思われる。	なし	佐賀県国保となったことから、県内市町全部が国保連合会に委託することとなり、単価は決まっているため、削減の余地はない。	維持	国保連合会に委託するため、現状を維持する。	例年並みを要求する	維持	医療費適正化のため、事業を維持する必要がある。	
施策体系外	医療給付費納付金	佐賀県が県全体に必要な医療費給付等を算定し、各市町の医療費水準、所得水準等により割り振りを行い、決定された納付金を県に納める。	納付金額	千円	-	-	-	1,240,373	1,228,370	99%	納付金額	千円	-	-	-	1,240,373	1,228,370	99%	0	1,240,373	1,228,370	なし	県が決定した納付額を納めることになっており、成果向上の余地はない。	低	県全体の医療費給付額が下がれば削減の余地はある。	維持	法で定められているため維持する。	県が示す納付額を要求する	維持	国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、継続して事業を実施する必要がある。	
施策体系外	後期高齢者支援金等納付金	佐賀県が県全体に必要な医療費給付等を算定し、各市町の医療費水準、所得水準等により割り振りを行い、決定された納付金を県に納める。	納付金額	千円	-	-	-	301,282	298,471	99%	納付金額	千円	-	-	-	301,282	298,471	99%	0	301,282	298,471	なし	県が決定した納付額を納めることになっており、成果向上の余地はない。	低	県全体の医療費給付額が下がれば削減の余地はある。	維持	法で定められているため維持する。	県が示す納付額を要求する	維持	国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、継続して事業を実施する必要がある。	
施策体系外	介護納付金	佐賀県が県全体に必要な医療費給付等を算定し、各市町の医療費水準、所得水準等により割り振りを行い、決定された納付金を県に納める。	納付金額	千円	-	-	-	98,952	98,447	99%	納付金額	千円	-	-	-	98,952	98,447	99%	0	98,952	98,447	なし	県が決定した納付額を納めることになっており、成果向上の余地はない。	低	県全体の医療費給付額が下がれば削減の余地はある。	維持	法で定められているため維持する。	県が示す納付額を要求する	維持	国民健康保険制度の安定的な財政運営を図るため、継続して事業を実施する必要がある。	
保健活動の推進	国民健康保険健康意識啓発事業	国民健康保険事業の被保険者の健康の保持増進のため、保健事業(医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知・重複頻回受診者訪問指導)を実施する。	医療費通知件数	件	40,300	21,557	53%	23,000	22,026	96%	ジェネリック医薬品の年間使用割合	%	70.4	72.0	102%	72.7	77.4	106%	9,358	9,774	9,094	なし	医療費通知により一定の健康意識の向上に役立っており、成果向上の余地はない。	低	通知回数を減らせばコスト削減につながるが、短時間で通知したほうが知らせる機会を多く確保できるため、削減の余地はない。	維持	健康意識の高揚と医療費適正化のため、現状を維持する。	例年並みを要求する	維持	健康意識の高揚と医療費適正化を図るため、継続して事業を実施する必要がある。	
保健活動の推進	国民健康保険人間ドック・脳ドック事業	平成7年度から伊万里市国保被保険者の健康増進、疾病の早期発見・早期治療を目的に実施。日帰り人間ドック、脳ドック受診希望者に対し、受診前に申請を受け、費用を助成する。	医師会への委託料(人間ドック)	千円	1,763	1,516	86%	1,763	1,625	92%	受診者数(人間ドック)	人	150	129	86%	150	138	92%	2,461	3,079	2,519	なし	人間ドックについては、生活習慣の早期発見が望まれるため、成果向上の余地はない。	なし	委託料は2年に一度改定される診療報酬点数に基づいて決められるため削減余地はない。	維持	療養給付費の抑制のため、現状を維持する。	例年並みを要求する	維持	人間ドック・脳ドック事業は、疾病の早期発見・早期治療、医療費抑制の効果が期待できることから、事業を維持する必要がある。	
医療体制の充実	国民健康保険はり・灸施術費助成事業	昭和43年度から伊万里市国保被保険者の健康増進を目的に実施。施術希望者は助成券を申請し、890円の補助を受け受診することができる。	はり・灸施術延回数	件	2,100	1,526	73%	1,700	1,325	78%	はり・灸施術助成額	千円	1,869	1,358	73%	1,513	1,179	78%	1,358	1,376	1,179	なし	希望者全員が受診できている	なし	補助額を下げれば利用者の減につながるおそれがあるため	維持	はり・灸の施術により、保険者の保険給付費が抑えられている	例年並みを要求する	維持	健康増進・保険給付費の抑制が期待できることから、事業を維持する必要がある。	
医療体制の充実	後期高齢者医療人間ドック・脳ドック事業	後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の健康増進、疾病の早期発見・早期治療を目的に実施。日帰り人間ドック、脳ドック受診希望者に対し、受診前に申請を受け、費用を助成する。	医師会への委託料(人間ドック)	千円	564	582	103%	564	395	70%	受診者数(人間ドック)	人	30	31	103%	30	21	70%	919	889	831	なし	人間ドックについては、生活習慣の早期発見が望まれるため、成果向上の余地はない。	なし	委託料は2年に一度改定される診療報酬点数に基づいて決められるため削減余地はない。	廃止	後期高齢者医療広域連合からの補助金が廃止されることから事業を廃止する	事業廃止に伴い、予算要求を行わない	廃止	補助金の廃止に伴い、事業継続は無理があるため廃止する。	
医療体制の充実	後期高齢者医療はり・灸施術費助成事業	後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の福祉増進及び健康増進を目的に実施。施術希望者は助成券を申請し、890円の補助を受け受診することができる。	はり・灸施術延回数	件	1,500	1,517	101%	1,520	1,422	94%	はり・灸施術助成額	千円	1,424	1,351	95%	1,353	1,266	94%	1,351	1,357	1,269	なし	希望者全員が受診できている	なし	補助額を下げれば利用者の減につながるおそれがあるため	維持	後期高齢者医療の運営上、維持する必要がある	例年並みを要求する	維持	高齢者の健康維持推進のため、維持する必要がある。	